

# 特定健診 ぎふ・すこやか健診 生活機能評価 を受けましょう

生活習慣病予防のための特定健診、ぎふ・すこやか健診、介護予防のための生活機能評価を次のとおり実施しますので、ぜひ受診してください。

なお、平成19年度まで町が実施してきました「基本健康診査」は、この「特定健診」、「ぎふ・すこやか健診」に変わっておりますので、国民健康保険または後期高齢者医療以外の医療保険に加入している方は「特定健診」について、加入している医療保険者にお尋ねください。

## 《対象者》

特定健診	国民健康保険の加入者で、平成21年度中に40歳になられる方から平成21年8月31日までに74歳になられる方（昭和9年9月1日～45年3月31日生まれの方） （社会保険などの他の医療保険加入者や長期（6カ月以上）入院中の方は受診できません）
ぎふ・すこやか健診	後期高齢者医療加入者で、平成21年8月31日時点で75歳以上（昭和9年8月31日以前に生まれた方）（障がい認定の方は65歳以上）の方で健診を希望される方
生活機能評価	65歳以上（昭和19年7月31日以前に生まれた方）で5月に実施した基本チェックリストの回答結果により選定された方

## ※対象者の方には7月下旬に受診券や受診案内を郵送します。

なお、特定健診の対象者で、下記に該当する方は受診できませんので、受診券を役場へ返却または電話にてご連絡ください。

- ①妊産婦の方
- ②海外在住の方
- ③長期（6カ月以上）入院の方
- ④国民健康保険から他の医療保険に変わった方
- ⑤勤務先の健診や人間ドックを受診した方、また受診する予定の方  
（健診結果を国民健康保険に提出していただければ受診の必要はありませんので、ご協力をお願いします。）



## 《国保以外の方》

国保以外の健康保険に加入している方については、特定健診を加入している医療保険者が実施することになっていきますので、詳しくは各医療保険者にお問い合わせください。

## 《実施期間》

平成21年8月1日～10月31日